

港区立しばうら保育園の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び港区立保育園条例（平成23年港区条例第12号）第7条第2項の規定に基づき指定した指定管理者である ShoPro-Taihei 共同事業グループ（以下「乙」という。）とは、平成27年10月1日付けで締結した「港区立しばうら保育園の管理運営に関する基本協定書」（平成28年4月1日付一部変更。以下「原協定」という。）第52条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結する。

- 1 原協定の題名を次のように改める。

港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園の管理運営に関する基本協定書

- 2 原協定の前文を次のように改める。

港区（以下「甲」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び港区立保育園条例（平成23年港区条例第12号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき指定した指定管理者である ShoPro-Taihei 共同事業グループ（以下「乙」という。）とは、次のとおり「港区立しばうら保育園及び港区立しばうら保育園分園（以下これらを「本施設」という。）」の管理運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

- 3 原協定第4条第1項を次のように改める。

第4条 条例第7条第3項に規定する指定の期間（以下「指定期間」という。）は、以下に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 港区立しばうら保育園 平成27年10月1日から平成37年3月31日まで
- (2) 港区立しばうら保育園分園 平成29年4月1日から平成37年3月31日まで

- 4 原協定第5条を次のように改める。

第5条 乙が本業務を行う港区立しばうら保育園の所在地及び建築物等の概要は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番16号
- (2) 建築物等の概要

ア 鉄骨鉄筋コンクリート造

イ 地上6階

ウ 延べ床面積 6597.53 m²

エ 主な諸室 保育室 遊戯室 給食調理室 保育準備室 事務室 保健室

オ その他施設 園庭 ごみ置場

2 乙が本業務を行う港区立しばうら保育園分園の所在地及び建築物等の概要は、次のとおりとする。

(1) 所在地 東京都港区芝浦一丁目16番1号

(2) 建築物等の概要

ア 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）

イ 地上1階

ウ 床面積 446.17 m²

エ 主な諸室 保育室 給食調理室 事務室

5 原協定別添業務基準書及び業務基準書別紙2「維持管理業務基準書」を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井 雅昭 ⑩

乙 千代田区神田神保町二丁目30番地
株式会社小学館集英社プロダクション内
ShoPro-Taihei 共同事業グループ
代表事業者
株式会社小学館集英社プロダクション
代表取締役社長 都築 伸一郎 ⑩